

議案第二号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項及び第二項中「の子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として区規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第一項及び第三項並びに第九条の四第一項及び第三項において同じ。）」

を加える。

第九条の三の見出し中「育児」の下に「又は要介護者の介護」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「育児」の下に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他区規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十六条の二 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第九条の二第一項及び第二項中「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、区規則で定める。

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正に伴い、要介護者を介護する職員の介護時間の新設及び超過勤務の制限について定めるため、本案を提出いたします。